

[第3期丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略・地方創生推進プロジェクト]

民間提案募集要項

令和8年9月

丹波市

目次

1	目的	1
2	民間提案募集の概要.....	1
	（1）提案者の要件	1
	（2）提案者の制限	1
	（3）民間提案募集から事業実装までの流れ	2
	（4）スケジュール	3
	（5）提案者へのインセンティブ.....	3
3	提案の募集・受付	3
	（1）募集する提案	3
	（2）対象外となる提案	4
	（3）申込（エントリーシートの提出）	4
	（4）対話案件の選定.....	4
	（5）提案書の提出・対話	5
	（6）提案の採用可否の決定.....	5
	（7）事業化に向けた検討	6
	（8）その他	7

1 目的

本市では、第3期丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略に基づき、人口目標の達成と持続可能な地域社会の形成に向けて、地方創生に関する施策を統合的かつ計画的に実施しています。

本市の人口構成は、他の年代と比べて20代から30代までの若者が少なくなっており、また、国の地方経済分析システムRESASに基づく、10代の進学等に伴う社会減に対する20代から30代までの就職期による社会増の比率である回復率を見ると、男性が40%のところ、女性は2%に留まるなど顕著に低くなっています。

このため、本市では、若者、特に若い女性をターゲットとし、暮らしやすく、魅力あるまちの実現を目指し、地方創生推進プロジェクトとして新たな企画立案・事業化を進めています。

そこで、地方創生推進プロジェクトの具現化に向けて、民間事業者が有する技術やノウハウ、経営資源を最大限に発揮し、従来の発想にとらわれない新たな視点から、市民サービスの向上や地域課題の解決に資することを目的として民間提案募集を実施します。

【参考】第3期丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略

<https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/sogosesakuka/gyomuannai/8/5/13223.html>



2 民間提案募集の概要

（1）提案者の要件

- ・提案者は、提案内容を自ら実行する意思と能力（運営力、資金力、実績等）を有する株式会社、有限会社、NPO法人、公益法人等の民間事業者とします。個人は提案者となることはできません。
- ・複数事業者の共同体による提案を行う場合は、提案書において、提案者の代表及び構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

（2）提案者の制限

申込期日を基準日とし、次の項目のいずれかに該当する民間事業者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。基準日以降であっても、提案の採用可否が決定するまでに該当した場合は、提案を無効とします。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

- ・ 国税、市税を滞納している者
- ・ 丹波市指名停止基準（平成 18 年 11 月 1 日告示第 778 号）で規定する指名停止の措置を受けている者
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者は除く）
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びに丹波市暴力団排除条例（平成 24 年丹波市条例第 53 号）第 8 条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- ・ その他公共の福祉に反する活動をしている者

（３）民間提案募集から事業実装までの流れ



(4) スケジュール

▶ 民間提案募集に係るスケジュール

No.	項目	日程
1	募集要項の公表	令和8年9月10日(木)
2	申込期間(エントリーシートの提出)	令和8年9月10日(木)～10月29日(木)
3	対話案件の選定	令和8年10月30日(金)～11月12日(木)
4	提案書の提出・対話	令和8年11月13日(金)～令和9年1月13日(水)
5	提案の採用可否の決定	令和9年1月下旬～2月上旬
6	結果通知	令和9年2月中旬

▶ 提案の採用後

採用した提案の事業化にあたって、本市の予算・人材・実施体制の確保、事業実施者の選定等を進めます。

令和9年度に、事業実施者の選定にあたって、原則として公募型プロポーザル方式や入札等を行います。提案内容によっては、特命随意契約（一者との随意契約）や少額随意契約、その他、市の新たな財政負担を要さない場合は協定を締結するなど、必要な手続きを踏み事業化を進める場合があります。

事業実装は、令和10年度以降を目指します。

(5) 提案者へのインセンティブ

採用した提案の提案者には、事業実施者を選定する際に、次のインセンティブを付与する場合があります。

公募型プロポーザル方式を行う場合、評価項目の総合計点数に10%を限度とした加点对応

3 提案の募集・受付

(1) 募集する提案

本市の歳入歳出を伴う提案に加えて、民間事業者により地域課題を解決する活動等で、本市が財政負担以外の行政の強みを提供して実施する提案も募集対象とします。

▶ テーマ型

別紙「募集テーマ」に対する提案を募集します。

▶ フリー型

別紙「募集テーマ」に対する提案以外に、第3期丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略に示す「基本目標3 安心して暮らし続けられる生活環境をつくる」及び「基本目標4 丹波市の価値を創造する」の達成に資する提案を募集します。

（2）対象外となる提案

以下の項目に該当する提案は、募集の対象外とします。

- ・すでに実施している業務委託等について、価格引き下げ等により、事業実施者になろうとする提案
- ・単に施設や事業の廃止、縮小等を行う提案
- ・本市が事業化をすでに公表している案件に係る提案
- ・関係法令に抵触するなど、事業化できないことが明白な提案
- ・民間事業者が実施することが適当でない事業に係る提案
- ・その他、民間提案募集の趣旨に合致せず、明らかに事業化の見込みがない提案

（3）申込（エントリーシートの提出）

提案にあたっては、エントリーシート（様式1）に提案者情報、提案者の要件・制限への誓約、提案概要等の必要事項を記入し、募集期間にメールで提出してください。

申込・提案に関する質疑は、募集期間にメールで受付・回答を行います。質疑の受付・回答は、提案者の知的財産権を保護するため個別に対応します。

▶ 募集期間

令和8年9月10日（木）から10月29日（木）午後5時15分必着

▶ 提出・問い合わせ先

丹波市役所ふるさと創造部総合政策課政策係

メール： sougouseisaku@city.tamba.lg.jp

（4）対話案件の選定

エントリーシートから提案概要を確認し、本市の課題やニーズとの適合性や実現可能性等を検討のうえ、対話の対象とする提案を選定します。

一次選定の結果は、令和8年11月12日（木）午後5時までに、すべての提案者にメールで通知します。なお、一次選定で対話の対象としなかった提案は、その理由を付さず、結果のみ通知します。

また、対話を行う日程は、本市と対話の対象とする提案を行った提案者において調整します。

（５）提案書の提出・対話

提案者には、対話を行う日までに、事前に提案書（任意様式）の提出を求めます。

また、本市と提案者が相互理解を深め、提案内容の実現可能性を高めるために対話を実施します。

対話は、提案者と本市の職員で構成する地方創生推進プロジェクトチーム、総合政策課、関係部署等が出席し、対面又はオンラインで実施します。対話は複数回行うことがあります。１回の対話の所要時間は、１時間から２時間程度を想定しています。

▶ 対話の内容

①提案者からの提案書の説明

②本市から提案者への質問

③本市と提案者の課題の共有、実現方法や役割分担の検討

（６）提案の採用可否の決定

提案の採用可否は、対話の結果を踏まえ、地方創生推進プロジェクトチームと総合政策課、関係部署等により、以下の採用の視点と評価の基準から選考し、本市の職員で構成する丹波市丹（まごころ）の里創生推進本部会議で決定します。その結果は、令和９年２月中旬に、対話したすべての提案者にメールで通知します。

なお、提案の採用可否に異議を申し立てることはできません。

▶ 採用の視点と評価の基準

採用の視点	評価の基準
課題等に対する理解	・本市の課題やニーズと適合する提案か ・若者、特に若い女性をターゲットにした提案か ・具体的な効果が想定され、課題を解決できるものか
市民サービスの向上	・市民サービスの質的・量的向上につながる提案か ・市民や地域が抱える課題の解決につながる提案か
業務の遂行能力	・事業を安全・安定的に実施できる体制や能力（人材、資金力、技術、ノウハウ等）を有しているか ・リスク等に対応できる実施体制・組織体制が整備されているか
実現性	・実施方法が妥当で、具体的な提案か ・法令による制約等に対応した提案か ・本市と提案者との役割分担が明確かつ適正か
費用対効果	・本市の業務やトータルコストが削減されるか

独創性	・提案者独自のアイデアや工夫等が盛り込まれた提案か ・提案者の強みを反映した提案か ・官民の連携・共創により、行政だけでは生み出せない付加価値がある提案か
-----	---

▶ 提案の区分

区分	内容
採 用	○本市の予算・人材・実施体制の確保、事業実施者の選定等、事業化に向けた検討を進めます。 [留意事項] ・<u>提案の採用を決定した時点で、事業化や提案者が事業実施者になることを確約するものではありません。</u> ・提案の全部ではなく、一部のみを採用する場合があります。 ・採用した複数の提案を一つの事業として事業化を検討する場合があります。
不採用	○事業化に適さない、又は現時点での実現は困難であると判断し、事業化を進めません。 [留意事項] ・不採用の場合でも、市民サービスの向上に大きく寄与する可能性がある判断し、提案者の同意のもと、改めて対話を求め、提案内容の修正と採用可否の再検討を進める場合があります。 ・二次選定の結果の通知にあたっては、不採用とした理由を付して通知します。

▶ 採用可否の公表

採用した提案は、「提案事業名、提案者」を市ホームページで公表します。不採用とした提案は、非公開とします。

(7) 事業化に向けた検討

採用した提案は、本市の予算・人材・実施体制の確保、事業実施者の選定等、事業化に向けた検討を進めます。この時、提案者の了承の範囲で協力を求める場合があります。

▶ 事業実施者の選定

- ・採用した提案の事業実施者の選定方法は、提案の採用後、提案者に個別にメールで通知します。
- ・公募型プロポーザル方式や入札等を行う場合は、採用した提案内容を反映した要

求水準書、仕様書等を作成します。

▶ 事業化の断念

次の場合においては、提案の採用後であっても事業化をしない可能性があります。

- ・本市と提案者の両者間で協議不調となった場合
- ・本市において、予算・人材・実施体制の確保が困難であると判断した場合
- ・議会の議決や承認の必要にあたって、議決や承認が得られない場合

(8) その他

- ・提案や対話、事業化に向けた検討に関する一切の費用は提案者の負担とします。
- ・提案の採用可否に関わらず、提案の行為に対する報酬はありません。
- ・提案者は本市に対し、提案内容が第三者の有する知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。
- ・提案内容に知的財産権を有するものが含まれる場合は、本市に明示してください。
- ・提案書の知的財産権は提案者に帰属するものとし、本市は提案者の同意なく公表しません。
- ・本要項に定める書類の他、必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ・提案書の返却はしません。

◆ 問い合わせ先

丹波市役所ふるさと創造部総合政策課政策係

住 所： 〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町字甲賀 1 番地

電 話： 0795-82-0916

メール： sougouseisaku@city.tamba.lg.jp

（開庁日・開庁時間は、平日（祝日を除く）・午前 9 時から午後 4 時 30 分まで）